

自己採点に係る評価内容等及び提出書類

評価分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点	提出書類
企業の施工能力	優良成績評定事業者等表彰受賞	公告日の属する年度の直前の5カ年度に工事期間が設定されている大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事の受注者（施工者）として、同一種目における工事で優良成績評定事業者等表彰の受賞実績又は大阪市優良成績認定の実績	大阪市長表彰	2	① 優良成績評定事業者等表彰の受賞実績調書（様式-2）、又は大阪市優良成績認定の認定調書（様式-3） ② 表彰実績を確認できる書類（表彰状の写し等）、又は大阪市優良成績認定の実績を確認できる書類（認定証の写し） ③ 工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し
			大阪府都市整備部長表彰	2	
			地方整備局長表彰	2	
			北海道開発局長表彰	2	
			大阪市優良成績認定	1	
			大阪府都市整備部事務所長等表彰	1	
			近畿地方整備局事務所長表彰	1	
			表彰受賞の実績なし	0	
	優良な工事成績点	公告日の属する年度の直前の5カ年度内に工事期間が設定されている大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事の同一種目における工事成績評定点が80点以上と判定された実績	3回以上	3	① 優良工事成績点実績調書（様式-4） ② 工事成績評定結果を確認できる書類（工事成績評定通知書の写し等） ③ 工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し
			2回	2	
			1回	1	
			0回	0	
同種工事の施工実績	公告日の属する年度の直前の15カ年度内に工事期間が設定されている同種工事の元請施工の実績	3件以上	3	① 同種工事施工実績調書（様式-5） ② 工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し ③ 工事請負契約書の写し	
		2件	2		
		1件	1		
		0件	0		
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験	配置予定技術者が有する、公告日の属する年度の直前の15カ年度内に工事期間が設定されている同種工事において監理技術者又は主任技術者として従事した元請施工の実績	3件以上	3	① 配置予定技術者の同種工事施工実績調書（様式-6） ② 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し ③ 工事請負契約書の写し ④ 工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し ⑤ 実績調書で示す工事において、配置予定技術者が従事した役割（監理技術者又は主任技術者）及びその氏名が記載されている施工体系図の写し
			2件	2	
			1件	1	
			0件	0	
	配置予定技術者の工事成績評定点	配置予定技術者が有する、公告日の属する年度の直前の5カ年度内に工事期間が設定されている大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事の同一種目において監理技術者又は主任技術者として従事した工事の成績評定点が80点以上と判定された実績	3回以上	3	① 配置予定技術者の工事成績評定点実績調書（様式-7） ② 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し ③ 工事成績評定結果を確認できる書類（工事成績評定通知書の写し等） ④ 工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し ⑤ 実績調書で示す工事において、配置予定技術者が従事した役割（監理技術者又は主任技術者）及びその氏名が記載されている施工体系図の写し
			2回	2	
			1回	1	
			0回	0	
	配置予定技術者の保有している資格	配置予定技術者が保有している資格のうち、工事に適応される各種資格	2資格以上	2	① 配置予定技術者の保有資格調書（様式-8） ② 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し ③ 資格を保有していることを確認できる書類（各種資格者登録証の写し等）
			1資格	1	
			0資格	0	
	企業の社会性・信頼性	ワークライフバランスの取組	大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、又は二つ星認証、又はは三つ星認証。女性活躍推進法に基づく認定制度のえるほし認定、又ははプラチナえるほし認定。次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のくるみん認定、又はプラチナくるみん認定、又はトライくるみん認定のいずれかを取得している	取得している	1
取得していない				0	
建設キャリアアップシステムの活用		建設キャリアアップシステムの登録を行っている	登録している	1	・事業者登録完了メール ・事業者登録完了お知らせ（はがき）
			上記以外	0	
障がい者の雇用状況		「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している	雇用している	1	①義務付けられている事業者、又は公共職業安定所（ハローワーク）に障害者雇用状況報告をしている事業者 ・障害者雇用状況報告書（直近の6月1日のもの）の写し（公共職業安定所（ハローワーク）に電子申請された方は申請用紙を印刷したもの） ②義務付けられていない事業者、又は公共職業安定所（ハローワーク）に障害者雇用状況報告をしていない事業者 ・障がい者雇用状況調書（様式-9）
			雇用していない	0	
若手技術者の育成に関する取組		技術職員名簿に記載された35歳未満の職員数が技術職員名簿全体の15%以上又は新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上のいずれか	満たしている	1	・最新の経営事項審査結果通知書の写し
			満たしていない	0	
加算点合計				20	

各評価項目の評価基準及び留意事項等

1 企業の施工能力

(1) 優良成績評定事業者等表彰受賞実績又は優良成績認定の実績

評価内容	評価基準	評価点
公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に工事期限が設定されている大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事の受注者(施工者)として、同一種目における工事で優良成績評定事業者等表彰の受賞実績又は大阪市優良成績認定の実績を評価します。	大阪市長表彰	2
	大阪府都市整備部長表彰	2
	地方整備局長表彰	2
	北海道開発局長表彰	2
	大阪市優良成績認定	1
	大阪府都市整備部事務所長等表彰	1
	近畿地方整備局事務所長表彰	1
	いずれもない	0
提出書類		
以下の①~③により確認します。		
① 優良成績評定事業者等表彰の受賞実績調書(様式-2)、又は大阪市優良成績認定の認定調書(様式-3)		
② 表彰実績を確認できる書類(表彰状の写し等)、又は大阪市優良成績認定の実績を確認できる書類(認定証の写し)		
③ 工事实績情報システム(CORINS)の竣工登録時カルテの写し		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に工事期限が設定されている工事とは、以下のとおりです。 例：公告日が令和4年10月1日の場合、平成29年度から令和3年度に工事期限が設定されている工事 ・大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事とは、大阪市、大阪府都市整備部(大阪港湾局含む)又は国土交通省地方整備局(8機関：東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州)並びに北海道開発局(農林水産省が所掌する公共事業は除く)の発注工事です。 ・同一種目については、入札公告に掲げる工事種目とします。 ・評価の対象は、以下のとおりです。 		
対象団体名	表彰の種類・名称	表彰(認定)者
大阪市	大阪市優良成績評定事業者表彰要領に基づく表彰	市長表彰
	大阪市優良成績認定	契約管財局長認定
大阪府都市整備部	優良建設工事等表彰要領に基づく優良建設工事等表彰(受注者)	部長表彰
	優良建設工事等表彰要領に基づく受注者表彰	事務所長等表彰

国土交通省	地方整備局（8機関） 東北、関東、北陸、中部、 近畿、中国、四国、九州	国土交通行政関係功労者の表彰の優良工事等 施工者（工事）	局長表彰
	近畿地方整備局	国土交通行政関係功労者の表彰の優良工事等 施工者（工事）	事務所長表彰
	北海道開発局 ※農林水産省の所掌事業は除く	北海道開発局優良工事等表彰事務取扱要領に 基づく優良工事等表彰（受注業者）	局長表彰

・対象となる表彰の実績又は認定の実績が複数あっても、評価する実績は1件とします。

・会社の表彰の実績又は認定の実績が共同企業体によるものである場合には、出資割合が15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が工事实績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写しにより確認できない場合は、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる書類を提出してください。

・有効期間が設定されているものは、公告日時点で有効なものに限ります。

・入札に参加される共同企業体のいずれかの構成員の実績で評価します。

(2) 優良な工事成績点

評価内容	評価基準	評価点
公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に工事期限が設定されている大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事の同一種目における工事成績評定点が80点以上と判定された実績の回数を評価します。	3回以上	3
	2回	2
	1回	1
	0回	0
提出書類		
以下の①～③により確認します。		
① 優良工事成績点実績調書（様式-4）		
② 工事成績評定結果を確認できる書類（工事成績評定通知書の写し等）		
③ 工事实績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し		
評価における留意事項		
<p>・公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に工事期限が設定されている工事とは、以下のとおりです。</p> <p style="padding-left: 2em;">例：公告日が令和4年10月1日の場合、平成29年度から令和3年度に工事期限が設定されている工事</p> <p>・大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事とは、大阪市、大阪府都市整備部（大阪港湾局含む）又は国土交通省地方整備局（8機関：東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州）並びに北海道開発局（農林水産省が所掌する公共事業は除く）の発注工事です。</p> <p>・同一種目については、入札公告に掲げる工事種目とします。</p>		

- ・優良成績評定事業者等表彰又は大阪市優良成績認定の実績の評価項目へ申請した案件は、優良な工事成績点の実績への申請はできません。
- ・会社の工事成績評定点が共同企業体によるものである場合には、出資割合が15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が工事実績情報システム(CORINS)の竣工登録時カルテの写しにより確認できない場合は、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる書類を提出してください。
- ・入札に参加される共同企業体の構成員の評価点を構成員数で割った値で評価します。
(例) A社が80点以上3回、B社が80点以上0回の場合
 $(3点 \times 1社 + 0点 \times 1社) \div 2社 = 1.5点$

(3) 同種工事の施工実績

評価内容	評価基準	評価点
公告日の属する年度の直前の15ヵ年度内に工事期限が設定されている同種工事の元請施工の実績の件数を評価します。	3件以上	3
	2件	2
	1件	1
	0件	0
提出書類		
以下の①～③により確認します。		
① 同種工事施工実績調書(様式-5)		
② 工事実績情報システム(CORINS)の竣工登録時カルテの写し		
③ 工事請負契約書の写し		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・公告日の属する年度の直前の15ヵ年度内に工事期限が設定されている工事とは、以下のとおりです。 例：公告日が令和4年10月1日の場合、平成19年度から令和3年度に工事期限が設定されている工事 ・同種工事は、官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)・軌道経営者発注工事、または、各港管理組合、各港埠頭株式会社(旧埠頭公社含む)、各港港湾運営会社、大阪湾広域臨海環境整備センター、一般財団法人環境事業協会(旧財)大阪市環境事業協会、旧財)大阪産業廃棄物処理公社も含む)、中部国際空港(株)、関西国際空港土地保有(株)(旧関西国際空港用地造成(株)も含む)が発注する工事に限ることとします。 ・同種工事の条件〔対象となる工種及び工事規模〕は、浚渫土、干潟及び水域における堆積土からなる軟弱な地盤上でのセメント系固化材を用いた表層混合処理工法による地盤改良工事で1工事あたりの施工面積が20,000㎡以上の工事とします。ちなみに、工事規模については1件の工事で条件を満たすこととし、複数件の工事を合算することはできません。 ・工事請負契約書の写しは、同種工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できる 		

ものとし、これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付してください。

- ・会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、出資割合が15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写しにより確認できない場合は、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる書類を提出してください。

- ・入札に参加される共同企業体の構成員の評価点を構成員数で割った値で評価します。

（例） A社が80点以上3回、B社が80点以上0回の場合

$$(3点 \times 1社 + 0点 \times 1社) \div 2社 = 1.5点$$

2 配置予定技術者の能力

(1) 配置予定技術者の施工経験

評価内容	評価基準	評価点
配置予定技術者が有する、公告日の属する年度の直前の15ヵ年度内に工事期限が設定されている同種工事において監理技術者又は主任技術者として従事した元請施工の実績の件数を評価します。	3件以上	3
	2件	2
	1件	1
	0件	0
提出書類		
以下の①～④により確認します。ただし、④を提出することができない場合は、⑤により確認します。		
① 配置予定技術者の同種工事施工実績調書（様式－6）		
② 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し		
③ 工事請負契約書の写し		
④ 工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し		
⑤ 実績調書で示す工事において、配置予定技術者が従事した役割（監理技術者又は主任技術者）及びその氏名が記載されている施工体系図の写し		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・公告日の属する年度の直前の15ヵ年度内に工事期限が設定されている工事とは、以下のとおりです。 例：公告日が令和4年10月1日の場合、平成19年度から令和3年度に工事期限が設定されている工事 ・同種工事は、官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社に基づく高速道路会社、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）・軌道経営者発注工事、または、各港管理組合、各港埠頭株式会社（旧埠頭公社含む）、各港港湾運営会社、大阪湾広域臨海環境整備センター、一般財団法人環境事業協会（旧財）大阪市環境事業協会、旧財）大阪産業廃棄物処理公社も含む）、中部国際空港(株)、関西国際空港土地保有(株)（旧関西国際空港用地造成(株)も含む）が発注する工事に限ることとします。 ・同種工事の条件〔対象となる工種及び工事規模〕は、浚渫土、干潟及び水域における堆 		

積土からなる軟弱な地盤上でのセメント系固化材を用いた表層混合処理工法による地盤改良工事で1工事あたりの施工面積が20,000㎡以上の工事とします。ちなみに、工事規模については1件の工事で条件を満たすこととし、複数件の工事を合算することはできません。

- ・ 従事した実績は、全工期従事したものに限ります。
- ・ 工事請負契約書の写しは、同種工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければいけません。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付してください。
- ・ 入札に参加される共同企業体の構成員のうち、代表構成員の配置予定技術者の施工実績を評価します。
- ・ 入札参加資格審査において、代表構成員の配置予定技術者を複数名申請している場合は、評価は低い点数の技術者で行いますが、根拠資料は申請した全員分の資料を提出してください。
- ・ 配置予定技術者の施工実績が共同企業体によるものである場合には、出資割合が15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が工事実績情報システム(CORINS)の竣工登録時カルテの写しにより確認できない場合は、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる書類を提出してください。

(2) 配置予定技術者の工事成績評定点

評価内容	評価基準	評価点
配置予定技術者が有する、公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に工事期限が設定されている大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事の同一種目において監理技術者又は主任技術者として従事した工事の工事成績評定点が80点以上と判定された実績の回数を評価します。	3回以上	3
	2回	2
	1回	1
	0回	0
提出書類		
以下の①～④により確認します。ただし、④を提出することができない場合は、⑤により確認します。なお、②④⑤については、他の配置予定技術者の能力に関する評価項目において提出している場合は、重複しての提出は不要です。		
① 配置予定技術者の工事成績評定点実績調書(様式-7)		
② 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し		
③ 工事成績評定結果を確認できる書類(工事成績評定通知書の写し等)		
④ 工事実績情報システム(CORINS)の竣工登録時カルテの写し		
⑤ 実績調書で示す工事において、配置予定技術者が従事した役割(監理技術者又は主任技術者)及びその氏名が記載されている施工体系図の写し		
評価における留意事項		
・ 公告日の属する年度の直前の5ヵ年度内に工事期限が設定されている工事とは、以下の		

とおりです。

例：公告日が令和4年10月1日の場合、平成29年度から令和3年度に工事期限が設定されている本市発注工事

- ・大阪市、大阪府又は国土交通省発注工事とは、大阪市、大阪府都市整備部（大阪港湾局含む）又は国土交通省地方整備局（8機関：東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州）並びに北海道開発局（農林水産省が所掌する公共事業は除く）の発注工事です。
- ・同一種目については、入札公告に掲げる工事種目とします。
- ・従事した実績は、全工期従事したものに限りします。
- ・入札に参加される共同企業体の構成員のうち、代表構成員の配置予定技術者の工事成績評定点を評価します。
- ・入札参加資格審査において、代表構成員の配置予定技術者を複数名申請している場合は、評価は低い点数の技術者で行いますが、根拠資料は申請した全員分の資料を提出してください。
- ・配置予定技術者の工事成績評定点が共同企業体によるものである場合には、出資割合が15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が工事实績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写しにより確認できない場合は、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる書類を提出してください。

(3) 配置予定技術者の保有している資格

評価内容	評価基準	評価点
配置予定技術者が保有している資格のうち、工事に適応される下記の各種資格を評価します。 1. 土木学会認定土木技術者（1級以上） 2. 技術士・APECエンジニア（当該工事に該当する部門に限る） 3. 労働安全コンサルタント 4. コンクリート診断士、コンクリート構造診断士 5. 構造物診断士 6. 海洋・港湾構造物設計士 7. 海洋・港湾構造物維持管理士	2 資格以上	2
	1 資格	1
	0 資格	0
提出書類		
以下の書類により確認します。なお、②については、他の配置予定技術者の能力に関する評価項目において提出している場合は、重複しての提出は不要です。 ① 配置予定技術者の保有資格調書（様式－8） ② 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し ③ 資格を保有していることを確認できる書類（各種資格者登録証の写し等）		
評価における留意事項		
・資格は、公告日時点で有効なものに限りします。更新期限が過ぎている資格は認められま		

<p>せん。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加される共同企業体のうち、代表構成員の配置予定技術者を評価します。 ・入札参加資格審査において、代表構成員の配置予定技術者を複数名申請している場合は、評価は低い点数の技術者で行いますが、根拠資料は申請した全員分の資料を提出してください。

3 企業の社会性・信頼性

(1) ワークライフバランスの取組

評価内容	評価基準	評価点
① 大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、又は二つ星認証、又は三つ星認証。	取得している	1
② 女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、又はプラチナえるぼし認定	取得していない	0
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のくるみん認定、又はプラチナくるみん認定、又はトライくるみん認定。 上記のいずれかを取得している業者を評価します		
提出書類		
以下のいずれかの書類により確認します。(全構成員分の提出をお願いします。)		
① 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証書の写し		
② 女性活躍推進法に基づく認定制度の基準適合一般事業主認定通知書の写し		
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の基準適合一般事業主認定通知書の写し		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間が設定されているものは、公告日時点で有効なものに限ります。 ・入札参加される共同企業体の構成員のうち、評価点の低い構成員の取組を評価します。 		

(2) 建設キャリアアップシステムの活用

評価内容	評価基準	評価点
建設キャリアアップシステムの登録を行っている業者を評価します	登録している	1
	登録していない	0
提出書類		
以下の書類により確認します		
<ul style="list-style-type: none"> ・「事業者登録完了メール」(「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」を紙印刷したものも可)又は「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」 		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・本市と契約締結予定の支店等で登録していることが確認できるものに限ります。 		

- ・有効期間が設定されているものは、公告日時点で有効なものに限ります。
- ・入札参加される共同企業体の構成員のうち、評価点の低い構成員の取組を評価します。

(3) 障がい者の雇用状況

評価内容	評価基準	評価点
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している業者を評価します。	雇用している	1
	雇用していない	0
提出書類		
以下の①又は②により確認します。(全構成員分の提出をお願いします。)		
① 義務付けられている事業者、又は公共職業安定所（ハローワーク）に障害者雇用状況報告をしている事業者		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用状況報告書（直近の6月1日のもの）の写し （公共職業安定所（ハローワーク）に電子申請された方は申請用紙を印刷したもの） 		
② 義務付けられていない事業者で公共職業安定所（ハローワーク）に障害者雇用状況報告をしていない事業者		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用状況調書（様式-9） 		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加される共同企業体の構成員のうち、評価点の低い構成員の雇用状況の評価します。 		

(4) 若手技術者の育成に関する取組

評価内容	評価基準	評価点
技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上又は新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上のいずれかを満たしている業者を評価します。	満たしている	1
	満たしていない	0
提出書類		
以下の書類により確認します。(全構成員分の提出をお願いします。)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の経営事項審査結果通知書写し 		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新とは、公告日において有効なものとしします。 ・ 入札参加される共同企業体の構成員のうち、評価点の低い構成員の取組を評価します。 		

